

# 移転価格税制の主要な改正の内容 — BEPS 対応の総仕上げ—

佐藤 正勝

【キーワード】 DCF法、予測利益、所得相応性基準、特定無形資産国外関連取引の調整措置、四分位法

## はじめに

2019年度の税制改正において、移転価格税制について重要な改正がいくつか行われた。この改正法は、2019年3月27日に成立し、3月29日に公布されており、2020年4月1日以降に開始する事業年度分の法人税について適用される。

国際課税全体に目を広げると、2019年度改正の主な項目は、関連者等に係る純支払利子等の課税の特例（過大支払利子税制）、国外関連者との取引に係る課税の特例（移転価格税制）、外国関係会社に係る所得等の課税の特例（タックス・ヘイブン対策税制）の3つである。

本稿では、これら3つのうち移転価格税制の改正内容を解説する。その理由は、これら3つの改正のうち、最も重大な影響をもたらすであろう大改正だからである。その改正の主な内容は、DCF法の導入、特定無形資産国外関連取引に係る価格調整措置の創設、いわゆる四分位法の導入の3つであり、これらについて、それぞれその内容を、以下、解説する。特に、DCF法及び特定無形資産国外関連取引に係る価格調整措置については、制度が複雑であることから、後述「4」において事例による解説をする。

今回導入されたこれら3つの措置は、わが国にとっては、すべて初めての制度となる。初めてであることには、次の2つの意味がある。

まず第一に、初めての制度であり、通達の趣旨説明等もいまだ出ていないがゆえに、具体的な細部の適用関係が必ずしも明確にはなっていない。特に、わが国のこれまでの税の考え方や文化にとってなじみがないことも、理解を難しくしているゆえんであろう。したがって、不明確なままでは、予測可能性に欠けることから、少なくとも納税者側にとっては、税務リスク発生の可能性が残ることになる。そこで、本稿では、そうした問題点を払しょくする見地から、措置の適用関係を具体的なレベルにおいて明確にすることを目的とする。

第二に、今回の改正で、2015年のOECDのBEPS最終報告書<sup>1)</sup>で提言された内容のうち

移転価格税制に係るもののほぼすべてについて、国内立法化が終了したことになる。したがって、最終報告書の勧告を遵守することができたことから、日本政府として国際的な約束を果たすことができた点という点に意味がある。

## 1 DCF法の導入

### 1.1 DCF法の定義

#### 1.1.1 法令上の定義

DCF法（ディスカウント・キャッシュ・フロー法）とは、次の算定方法をいう<sup>2)</sup>。  
「国外関連取引に係る棚卸資産の販売又は購入の時に当該棚卸資産の使用その他の行為による利益（これに準ずるものを含む。以下この号において同じ。）が生ずることが予測される期間①内の日を含む各事業年度の当該利益の額として当該販売又は購入の時に予測される金額②を合理的と認められる割引率③を用いて当該棚卸資産の販売又は購入の時の現在価値として割り引いた金額の合計額をもつて当該国外関連取引の対価の額とする方法」（下線及び丸付き数字は筆者）

#### 1.1.2 定義の意味—簡潔に表現すると—

DCF法は、「国外関連取引時に予測される将来の期間の利益額について、合理的な割引率で割り引いて、その資産の取引時の現在価値を計算し、それを独立企業間価格とする方法」である。すなわち、まとめると、将来利益を予測して、それを現在価値に割り引いて算定する方法である（前述アンダーライン参照。）。

### 1.2 導入の背景—評価困難さ・比較対象取引の不存在—

導入の背景の一つ目は、特に無形資産の価値の評価が困難であることにある。他方、この困難さを解決する方法として、いわゆるDCF法を用いる<sup>3)</sup>ことができることが、指摘されてきていた。

導入の背景の2つ目は、近時、比較対象取引が存在しない取引が増えてきていることにある。すなわち、まず、比較対象取引が存在しない場合に用いることができるこれまでの算定方法としては、利益分割法の一部の算定方法にわずかに存在するが、それ以外には存在しない。したがって、比較対象取引が存在しないか、あるいは、把握できない場合は、仮に利益分割法が適用できないような取引のときには、移転価格税制を適用することができなかった。そのような場合には、所得の移転防止という移転価格税制本来の目的を達成することができないことになる。そのことにより、租税法上の重要な理念たる課税の公平が確保されないという結果を招来しうることになる。

以上の2つの理由から、比較対象取引を必要としない算定方法たる DCF 法の開発が行われ、BEPS 最終報告書において、その採用が提言されることになり、わが国の税制にも 2019 年 3 月に導入された。

### 1.3 具体的な算定方法

まず、計算要素の主たるものは、予測期間（前述 1.1.1 の下線①）、予測利益の金額（前述 1.1.1 の下線②）、割引率（前述 1.1.1 の下線③）の3つである（事務運営要領 4-13（4）<sup>4)</sup>）。

#### (1) 予測期間

無形資産が譲渡又は許諾される取引により無形資産の使用が可能になり、使用（製造など）により利益が生ずる場合は、その無形資産の法的な保護の期間や、技術的環境の変化の程度を勘案して、予測期間を決定する。

#### (2) 予測利益の金額

法人税の実効税率を考慮したり、無形資産が使用されている場合、その無形資産の償却方法、償却期間等による法人税の減少額を考慮したりして、予測利益を計算する。ポイントは、信頼性（予測の根拠、目的、予測期間の長短、過去の収益実績等を考慮して決定される）の確保された事業計画等の情報に基づいて計算されていることが重要である。なお、利益の成長率を加味して計算する場合は、事業の将来性、市場の成長率を考慮することが必要である。

#### (3) 割引率

割引率は、国外関連取引の事実、予測利益の内容、事業のリスクなどを考慮して、合理的な割引率となっているかどうかを決定する。特に、無形資産の譲受人が製造業者である場合、その製造事業のリスクに応じた期待収益率、加重平均資本コストを用いることがある。

### 1.4 補足

#### (1) DCF 法の適用場面とは

DCF 法は、比較対象取引を見出すことが困難な場合で、利益分割法を適用することができない場合に、用いることができる。また、DCF 法は、予測という行為が介在するため、他の算定方法と比較して、より不確実な要素を用いざるを得ない方法でもあるという側面を有している。したがって、仮に、最も適切な算定方法の候補として、DCF 法とそれ以外の算定方法と複数ある場合は、DCF 法以外の候補の中から最も適切な方法を選定することになろう。

#### (2) DCF 法を用いる場合の考慮要素

OECD 移転価格ガイドライン（注）では、次の①から⑤までの5つの要素を考慮して、

DCF法を適用することを説明している。これら5つの要素は、将来の予測キャッシュ・フローの割引現在価値を見積もるといった評価作業にあたって、考慮する要素として位置付けられている。さらに、大きな前提をいうならば、無形資産取引の評価に当たって、他に、信頼できる算定方法が利用可能でない場合に、DCF法が有用な方法となりうる。ここに、DCF法の存在価値がある。

- ① 財務予測の正確性
- ② 成長率に関する前提
- ③ 割引率
- ④ 無形資産の耐用年数及び最終価値
- ⑤ 税に関する前提

(注)「OECD 移転価格ガイドライン」「第6章 無形資産に対する特別の配慮」(D.2.6.4)<sup>5)</sup>参照。なお、このガイドラインでは、DCF法は、価値の見積作業において考慮する要素が量的に少し違うだけで(例えば、財務予測する場合の成長率が数パーセント違うだけで、割引率が数パーセント違うだけで、さらに、無形資産の耐用年数の見積もりが少し違うだけで)最終価値の評価額に大きな影響を及ぼし得ることに言及している。しかし、同ガイドラインは、DCF法の使用を否定しているのではない。むしろ、前述①～⑤の5つの要素の数値に信頼性がある場合には、DCF法は、信頼性の高い、有用な算定方法となりうることについても、同時に言及している。

## 1.5 関連する措置の改正

### 1.5.1 改正された措置の概要

推定課税において用いられる算定方法に、DCF法(に対応する方法)が、追加された。

### 1.5.2 追加の趣旨—推定課税一般の趣旨—

移転価格税制の場合、その執行に必要な情報を保有しているのは、納税者である。もし、納税者がこうした情報の提供に協力しない場合は、移転価格課税をすべきであるにもかかわらず、移転価格課税を実行できないということが生じ得る。こうした事態は、課税の公平が保たれていない事案の発生を意味するのであるから、大きな問題である。

そこで、こうした(納税者が情報提供に協力しないという)事態の発生を防止したり、発生してしまった場合には、その事案に課税する(課税によって公平を確保する)という制度が必要となる。そのために導入されたのが推定課税の制度である。

### 1.5.3 DCF法の推定課税

一般論として、推定課税は、課税当局が行うものである。その理由は、課税当局は、基本

的に、移転価格課税に必要な情報を有しない点にある。したがって、納税者が情報提供に応じない場合—すなわち、推定課税が行われるべき場合—には、課税当局が負うべき負担は、緩和される必要がある。具体的には、比較可能性を確保すべき厳密さのレベルは、課税当局が入手しうる最大限の情報でよいということになる。このことは、推定課税全体に共通していえることである。

すなわち、DCF法による推定課税も、同様に、課税当局が知りえた情報だけに基づいて、課税当局が更正処分をすることができるように措置されている点、納税者は認識しておく必要がある。ということは、逆に、納税者側のみが知りえた情報の中に、納税者にとって有利な情報があった場合、その情報に拠れば追徴税額がもっと少なくなってしまうべき場合であっても、基本的に課税当局が知りえた情報に基づく更正処分が行われることになる<sup>6)</sup>。

## 2 所得相応性基準の導入

### 2.1 所得相応性基準とは

ここにいう「所得相応性基準」という名前は、通称である。立法者の解説等においては、「特定無形資産国外関連取引の価格調整措置」とよばれている。

所得相応性基準とは、米国が1986年に導入した考え方がないし措置をいう。日本の「特定無形資産国外関連取引の価格調整措置」は、その基本的な考え方が米国の所得相応性基準と同様である。したがって、簡潔に表現する見地から、本稿では、適宜、所得相応性基準（あるいは本価格調整措置）とよぶ場合がある。

### 2.2 導入の背景その1：直接の背景

わが国が所得相応性基準を導入した直接の背景は、BEPS最終報告書及び移転価格ガイドライン<sup>7)</sup>により国内法による立法化が提言されたことにある。同時に、同報告書において、一定の算定方法（DCF法）が、世界的に受け入れ可能な方法として、認知されてきたことも導入の背景となっている。

### 2.3 導入の背景その2：本質的背景：課税の公平の観点からの議論

#### 2.3.1 概要

他方、所得相応性基準がわが国にとって必要となる本質的な背景は、実務現場の実態として、無形資産が収益発生に対して果たす役割及びその認識が大きくなってきていること—課税所得全体に占める無形資産からの所得の占める割合が増大していること（収益貢献）—が、まずある。さらに、無形資産の評価には、しばしば困難を伴う（評価困難）という新たな隘路が課税実務上、如実になってきていたこと、という2点が挙げられる。

そして、これら2つ（収益貢献、評価困難）から生じていた問題とは、課税の公平を確保できないという問題であった。具体的には例えば、無形資産を所有する日本親会社が、軽課税国の子会社に対して当該無形資産（予想時価3000）を低価格（実際譲渡対価1000）で譲渡することにより、日本親会社が2000だけ少ない税務申告を日本政府に対して行い、子会社は軽課税国で、その2000について低税率又はゼロ税率の課税（取扱い）を受けるということによって、グループ全体の税負担を低くするということが可能となる。この事例において、日本国政府にとっては、日本に納税されるべき税額が、海外の軽課税国（子会社所在国）に移転されてしまったことになる。このことは同時に、日本の他の納税者の負担において、当該2000の所得に対応する税額が、海外に移転されてしまっている、ということを示す。したがって、日本にとって、課税の公平上問題が発生している。特に、今日においては、国際間の取引の多くに無形資産が含まれているという事情を考えるならば、何らかの措置（新たな価格算定方法）を整備すべき時期が到来しているとされてきていた。

### 2.3.2 具体例—無形資産評価の本質的な議論に着目した事例—

前述「2.3.1 概要」の内容を、次の具体例で説明する。

例えば、日本の親会社ソニーがケイマンの100%子会社ソニーケイマンに対して、ソニーが開発した無形資産Aを2020年4月に譲渡した場合を考える。その譲渡価格（例：1000<sup>8)</sup>）は、ソニーの日本の法人税の計算上「益金」（課税所得）となる。しかし、もし、その無形資産Aが実際は非常に価値のあるもの（例：3000<sup>9)</sup>）であったと仮定した場合（例：ソニーケイマンは、その無形資産Aを使用して、製品を製造し、売上げたところ爆発的な売上につながったために、ソニーケイマンという子会社に沢山の利益—その「無形資産から」生じたと認められる所得が3000だと仮定すると3000—が、「実際に」蓄積されたような場合）には、ソニーは日本の法人税の計算上、本来ならば、3000で譲渡すべきであったことになる。なぜなら、その「無形資産から」数年後に「実際に」3000の利益が生じたからである。それにもかかわらず、1000という対価で譲渡したために、譲渡年度（2021年3月期）に1000のみを益金（譲渡所得）として日本に税務申告したのであるから、2000（2000＝「実際の価値3000」－「当初申告（譲渡価額）1000」）だけ、過少な申告をしたという結果になる。

この状況を税務当局側からみると、「日本での益金計上が2000だけ過少であった（税額については、 $2000 \times \text{法人税率} 30\% = 600$ という税額が過少納税となっていた）ことになるので、この2000の課税所得を益金に追加的に計上（2000だけ増額更正処分）すべきであった」ということになる。

他方、これを、納税者側からみると、次のような主張となる。すなわち、まず、譲渡した無形資産Aの（商業ベースに乗った後数年後の）価値（本事例では3000）を譲渡時点（2020年4月）で、決定するのは困難な場合が多い。したがって、2020年4月の譲渡価格として納



税者（ソニー親会社）が2021年3月期に税務申告した1000は、正しいと見るべきなので、更正処分（2000の所得を追加して課税するという処分）を行うべきではない。以上が納税者側の主張となるであろう。

課税当局と納税者との間で対立している点は何かということ、例えば次のとおりである。すなわち、商業ベースに乗って実現された後（2025年3月時点）の合計価値3000<sup>10)</sup>（5年間に実際に実現された価値の合計額）を、その無形資産の価格とみて（2021年3月期の正しい）譲渡対価とするのか、譲渡時点（2021年3月時点）で予測した価値1000（譲渡時点で予測した価値）をその無形資産の譲渡対価とみるべきなのか、である。

## 2.4 現実的な妥協としての新しい措置の内容—現実的な対処—

### 2.4.1 2019年度改正でできた制度—どのような価値観のバランスか—

前述2.3.2で述べた対立の原因は、無形資産の評価が難しい点に本質的に存在する。しかし、より直接的な、現実的な議論としては、次の点が議論となる。すなわち、商業ベースに乗る前に（譲渡時に）どのような評価手法が、どのような確率の精度で可能か、可能でないなら、次善の策は何か、という点であろう。

この議論は、具体的には次のように展開される。すなわち、無形資産の譲渡時（許諾時を含む）に、その無形資産の将来の価値を決定することは、（少なくとも、「正確に」決定するということは）ほぼ無理であろう。すなわち、前述の事例において、無形資産Aの価値3000（この3000は5年後の2025年3月期時点に判明した5年間合計の利益である）を、5年も前の2020年4月時点で正確に決定することは、かなりの確率で難しいと言わざるを得ない<sup>11)</sup>。したがって、納税者の立場からは、将来売れる製品になるのか否かを、無形資産開発時（すなわち、商業ベースに載せた当初）に正確に決定しなければならないという制度にするのは、反対である、ということになる。

この時点で議論すべき点（対立している価値観）は、税務当局側の論理（課税の公平の価値観の重視）と、納税者側の論理（評価の困難性、あるいは納税者の権利の侵害の防止）という2つのうちいずれをどれだけバランスをとって、解決策を立案するか、であろう。

### 2.4.2 新しい措置の考え方—基本的な適用要件—

そこで、今回導入された措置（所得相応性基準又は特定無形資産国外関連取引の価格調整措置）は、次のような措置とされた。

[所得相応性基準の適用条件の基本的考え方]

次の(1)又は(2)のいずれかの条件を満たす場合は、納税者の取引価格（前述の事例という1000）を税務当局が修正（課税）することは、基本的には、ない。すなわち、次の事情のいずれかに該当するならば、当初の税務申告（1000）は是認される。

(1) (例えば、前述の事例にいう当初予測の1000とは異なる3000という実際利益が後年度に生じた場合であっても) 無形資産A等の取引時に存在する客観的な事実(注)に基づいて相違事由の発生可能性を適切に勘案して(予想収益が)計算されていた結果の1000であったこと

(注) 災害その他のやむを得ない事情が後年度に発生したが、そのことを事前(取引時)には予測できなかったこと(したがって、例えば、3000の収益が発生するということを予測できない事情があったこと)自体に、納税者の責めがないというような場合も含まれる(すなわち、1000が是認される)。

(2) 取引時の価格(前述の事例では1000)と将来の利益(前述の事例では3000)との乖離が20%以下(注)であること

(注) 前述のソニーケイマン事例では、20%を超えている。したがって、当初の申告(1000)は是認されない(ので課税当局から増額更正処分を受ける)ことになる。なぜなら、 $[3000 - 1000] \div 1000 > 20\%$ だからである。

前述(1)の措置は、納税者側の行動(事前の予測作業、例えば、無形資産Aの将来利益を計算するにあたり、恣意的ではなく、客観的な事実に基づいて適切に算定していた等の行動)に客観性・合理性ありとするものである。すなわち、納税者が最善を尽くしていたならば、それを認める(更正処分をしない)という思想・価値観である。

前述(2)は、次のような点の考慮から設けられたものと考えられる。すなわち、①恣意的な計算かそうでないか、②十分な努力ないし最善を尽くしたかどうか、の2点は、外見からは分かりにくいという点である。そこで、外形的基準として、最大20%以上の乖離があれば、納税者の行動に客観性・合理性がなかったものとする、という基準が設けられたものとする<sup>12)</sup>。

## 2.5 所得相応性基準の具体的内容—わが国の所得相応性基準の仕組み—

### 2.5.1 特定無形資産国外関連取引の価格調整措置の条文

特定無形資産国外関連取引の価格調整措置の規定は、次のとおりである<sup>13)</sup>。

「法人が行った特定無形資産国外関連取引について、当該特定無形資産国外関連取引の対価の額を算定するための前提となった事項①について、その内容と相違する事実が判明した場合には、税務署長はその相違する事実②及びその相違することとなった事由(相違事由)の発生の可能性③を勘案して算出した金額④を独立企業間価格と見做して、法人の所得の金額又は欠損金額につき更正又は決定することができる。」(下線及び丸付き数字は筆者)

この条文の骨格は、具体例を示して解説すると、次のとおりである。すなわち、「前提となった事項①」(1000という予測の基になった事項X, Y, …)について、後年度において、「相違する事実②」(Xは発生せず、X1が発生した、Yは発生せず、Y1が発生し



た、・・・)及び「(相違事由)の発生の可能性③」(当初予測したPという発生可能性)との2点を「勘案して算出した金額④(当初予測したPという発生可能性は妥当でない。他方、P1という予測の方が妥当なので、そのP1という予測が正しいとして再計算した場合の所得金額)を独立企業間価格として、更正処分をする、という規定である。

## 2.5.2 特定無形資産の定義

特定無形資産とは、次の3つの要件のすべてを満たす無形資産をいう(措令39の12⑭)。

- ① 固有の特性を有し、かつ、高い付加価値創出のために使用されること
- ② 無形資産の予測利益によって独立企業間価格を算定していること
- ③ 予測利益等算定の前提となる事項が著しく不確実な要素を有していること

## 2.5.3 特定無形資産国外関連取引の定義

特定無形資産国外関連取引とは、国外関連取引のうち、特定無形資産の譲渡若しくは貸付け又はこれに類する取引をいう(措法66の4⑧本文、措令39の12⑭)。

## 2.5.4 所得相応性基準の内容(特定無形資産国外関連取引に係る価格調整措置制度の内容)

### (1) 概要

「当初予測した事実」と「数年後の結果が分かった後の事実」との間に相違があることが判明した場合に、税務署長は、次の「(a)相違事実」及び「(b)相違事由発生可能性」の双方を勘案して、独立企業間価格を決定する(措法66の4⑧本文)。

#### (a) 相違事実

特定無形資産国外関連取引を行った時点で、納税者は、将来利益を、ある前提事項に基づいて算定する。この算定は、当該納税者自身が、(当初の取引時に)予測した種々の事実(予測事実)を基に算定する。そして、数年後に発生した事実(結果の事実)が、当初の当該予測事実と異なる場合の事実を「相違事実」という。

#### (b) 相違事由発生可能性

「相違事由発生可能性」を勘案して算定する場合は、次の①及び②の双方の要件を満たす必要がある。また、これら①及び②の要件を満たしたかどうかのほかに、前述(a)の「相違事実」の双方を勘案した上で、独立企業間価格が計算されることになる(措令39の12⑮)。

- ① 取引時における客観的事実に基づいて計算されたものであること
- ② 通常用いられる方法により計算されたものであること

### (2) 独立企業間価格の決定方法

当該特定無形資産国外関連取引に関して、取引内容、当事者が果たす機能、その他の事

情（注）を勘案して、最も適切な算定方法により、独立企業間価格を決定する。

（注）「その他の事情」には、前述（1）の「(a)相違事実」及び「(b)相違事由発生可能性」の事情が含まれる。

### （3）発動基準

税務署長は、次の①と②の差額が20%以内である場合には、この措置を発動しない（更正処分をしない）。すなわち、20%を超える場合には、発動する基準である。

- ① 税務署長が本価格調整措置を適用して計算した額（独立企業間価格）
- ② 納税者が取引した当初の取引価格（予測利益）

なお、この発動基準は、税務署長側だけが拘束されるものである。したがって、この発動基準（差額が20%を超えるということ）に該当しないということ、納税者が証明する義務を負っているというようなことではない。

## 2.5.5 適用免除基準

納税者が次の①又は②の要件を満たす場合には、本価格調整措置は適用されない（措法66の4⑨⑩<sup>14)</sup>。すなわち、課税が免除される。これら①又は②の適用を受けるためには次の2つの条件を満たす必要がある。まず、特定無形資産国外関連取引を行った事業年度の確定申告書に、法人税申告書別表17(4)に所定の事項を記載して添付することが、第一の条件である。第二の条件は、課税当局から次の①又は②の書類の提出等を求められた場合には、一定の期日（注）までに、提出等をするという条件である。

（注）「一定の期日」とは、課税当局が提出等を求めた日から60日（同時文書化義務の対象書類の場合は45日）以下の期間内のうちの課税当局が指定した日をいう。したがって、これらの要件は、文書化したものを確定申告時までに提出する義務ではない。逆にいうならば、「提出等を求められた場合に、提出等をする」という義務である。なお、納税者が提出等をしなかった場合には、適用免除はなされない（措法66の4⑪）。

### ① 文書化要件

次の(a)及び(b)の2つの事項のすべてを記載した書類を作成（取得）していること。

#### (a) 特定無形資産国外関連取引を行った時に予測した次の事項

- ・ 予測利益の額
- ・ 当該特定無形資産国外関連取引のリスク
- ・ 独立企業間価格を算定するためのその他の前提事項

#### (b) 相違事由に関する次の事項

- ・ 当該特定無形資産国外関連取引を行った時に、その発生を予測することが困難であったこと
- ・ 相違事由発生可能性を勘案して当該特定無形資産国外関連取引の独立企業間価格を納

税者が算定していたこと

- ② 収益乖離要件：予測利益と実際利益との相違が20%以内に収まっていること。

「特定無形資産の使用等により実際に生じた利益の額」と「当該特定無形資産国外関連取引を行った時に納税者が予測した利益の額」の2つを比較して、乖離が20%以下の相違であること（措令39の12⑯<sup>15)</sup>。

### 3 四分位法の導入

#### 3.1 四分位法の定義の概要

- (1) 四分位法を適用することができるための条件—四分位法を適用することができる場合—

比較対象取引について定量的な差異調整ができない場合であっても、できないことによる影響が軽微であると認められるときに、いわゆる四分位法なるものを、用いることができる（措令39の12⑥～⑧）。

- (2) 四分位法の内容—独立企業間価格の決定方法—

比較対象取引の利益率の幅のうち、上位25%と下位25%を除外した後に残る中位の50%の幅の部分四分位幅といい、その四分位幅の中央値（注）を、独立企業間価格とする（措規22の10②～⑤）。

（注）中央値が一つのみ存在するというような状況にない場合は、最も中央寄りの2つの利益率の平均値を、独立企業間価格とする。

#### 3.2 四分位法導入の背景

- (1) 社会的な背景

移転価格税制一般論として、国外関連取引と比較対象取引との間に（利益率等の割合に係る）差異がある場合は、法令上、「必要な調整」を行うことになっている。したがって、必要な調整を加えることができない場合には、独立企業間価格を計算することができないことになってしまう。その場合は、独立企業間価格を計算できないことにより、所得の海外移転を防止できないとすれば、課税の公平上問題である。

この問題を解決するために、すでにOECDのBEPS最終報告書において、各国が導入することを提言しており、OECDの移転価格ガイドラインにおいても採用可能性があるものとして説明がなされており、さらに、各国ですでに採用されていることから、国際的整合性を図るとともに、二重課税の発生を防止する見地から、統計的手法としての（いわゆる）四分位法ないしインタークォータイル・レンジの使用）がわが国にも導入された。

## (2) 租税法上の理論的な背景

### ① (課税当局及び納税者双方にとっての) 負担・コンプライアンスコスト

移転価格税制には、比較対象取引の候補を見付けることが容易でないという事情に加えて、見つけた候補たる取引について差異調整をすることが難しい場合があるという事情がある。このような事情の下においては、納税者も課税当局も、より多くの類似法人を抽出して、検討しなければならないという手間と時間を多大に要することになる。さらに、見つけた類似法人と国外関連取引との差異について、多くの調整作業を実施しなければならないので、ここでも手間と時間を要する。さらに、多大な差異調整の作業を行った結果、どうしても調整できない差異が残ったような場合には、その比較対象取引の候補を比較対象取引として用いることができないという結果になる。そのような場合は、それまでに要した膨大な手間とコストが、全く無駄になる<sup>16)</sup>。

### ② (課税当局にとっての) 課税上の公平

移転価格税制には、比較対象取引の候補を見付けることが容易でないという事情に加えて、見つけた候補たる取引について差異調整をすることが難しいという事情もある。差異調整ができない場合には、移転価格課税が行われないことになる。そうなると、海外への所得移転に対して課税できないことから、課税上の公平が確保されないことになるので、問題である(ので、解決する必要がある)。

### ③ (納税者側にとっての) 予測可能性

移転価格税制には、比較対象取引の候補を見付けることが容易でないという事情に加えて、見つけた候補たる取引について差異調整をすることが難しいという事情もある。これらの事情が存在すると、納税額が決まらないことを意味する。あるいは、いつ、課税当局が税務調査にくるか不安定な状況に置かれる。このような現状は、予測可能性がない現状であることを意味する。したがって、この問題を解決して、納税者の予測可能性を高める必要がある。

## 3.3 四分位法の法令上の規定

「差異調整を実施しようとしたが、必要な調整ができない場合にどうするか」について定められている内容は、次の(1)及び(2)のとおりである。すなわち、必要な調整ができない場合は、次の(1)に規定する場合に該当するのであれば、次の(2)のようにして、独立企業間価格を決定してよい、という規定である。

### (1) 四分位法を適用することができるための条件—四分位法を適用することができる場合—

「施行令第39条の12第6項に規定する財務省令で定める場合は、同項に規定する差異(以下この項において「調整対象差異①」という。)のうちにより生ずる割合の差(同条第6項に規定する割合の差をいう。)を定量的に把握することが困難な差異がある場合

における当該差異②が、当該差異以外の調整対象差異につき同項に規定する必要な調整を加えるものとした場合に計算される割合（次項において「調整済割合③」という。）に及ぼす影響が軽微である④と認められるときとする。」（措規 22 の 10 ②。下線及び丸付き数字は筆者）

(2) 四分位法の内容—独立企業間価格の決定方法—

「施行令第 39 条の 12 第 6 項に規定する財務省令で定めるところにより計算した割合は、同項の国外関連取引に係る 4 以上の比較対象取引（同項に規定する比較対象取引をいう。以下この項において同じ。）に係る調整済割合（同条第 6 項に規定する財務省令で定める場合に該当するときに計算されるものに限る。以下この項において同じ。）につき最も小さいものから順次その順位を付し、その順位を付した調整済割合の個数の 100 分の 25 に相当する順位の割合から当該順位を付した調整済割合の個数の 100 分の 75 に相当する順位の割合までの間にある当該 4 以上の比較対象取引に係る調整済割合の中央値とする。」（措規 22 の 10 ③。下線及び丸付き数字は筆者）

### 3.4 規定の概要

前述 3.3 の「(1)」のアンダーライン①から④の意味は、次のとおりである。

- (1) 「調整対象差異①」とは、国外関連取引と比較対象取引との間の差異をいう。
- (2) 「定量的に把握することが困難な差異がある場合における当該差異②」とは、定量的な差異調整が困難な差異をいう<sup>17)</sup>。
- (3) 「調整済割合③」とは、定量的把握が困難な差異（例：比較対象取引 A）ではなく、その困難な差異以外の調整対象差異（比較対象取引 B、C、D、E、F、G、H、I、J の合計 9 個）に対して調整を実施した場合に計算される割合をいう。
- (4) 「及ぼす影響が軽微である④」とは、前述 (3) の 9 個（差異調整は 9 つの取引すべてについて行われている）全体の割合を左右するほど大きくないことをいう<sup>18)</sup>。

### 3.5 補足説明

- (1) 四分位法は、法令上は正式用語ではない。また、四分位法は、算定方法という位置付けではない。すなわち、差異調整方法という位置付けである。ちなみに、用語に関しては、立法当局による解説においては、「差異調整の見直し」、「統計的手法」、「いわゆる四分位法」「四分位幅」などの用語が用いられている。
- (2) 四分位法は、比較対象取引の利益率を用いて算定するケースの場合に、（一定の要件を満たすならば）使用できる。なお、独立価格比準法には、（独立価格比準法は、複数の比較対象取引ではなく、原則として一つの比較対象取引との間で厳密な比較を行う方法であることから）四分位法を用いることはできない。

- (3) 納税者の国外関連取引の利益率の割合が、四分位幅内にあるときは、移転価格課税は行われない（事務運営要領4-6）。

## 4 事例

### — DCF 法・所得相応性基準を事例で解説 —

新しく導入された DCF 法がどのように適用されるのか、そして、新しく導入された所得相応性基準はどのように適用されるのか、の2点について、次の事例でみてみる<sup>19)</sup>。なお、本事例の具体的適用関係の説明にあたり、制度の内容（課税要件）も、再度、適宜記述することとした。その理由は、事例の理解は、法律の適用状況を理解することと同義であるからである。すなわち、法律（課税要件）に事実を当てはめるという「法の適用」の過程を、明示することにより、法の適用関係を理解できるようにしたかったからである。すなわち、具体的には、本事例で行う検討・作業が、移転価格税制におけるどのような一般的規定を適用しているのか—すなわち、法的根拠—を、明確にすることにしたい。

#### 4.1 本事例の事実

- (1) 日本の内国法人 P 社（親会社）の機能

- ① 多様な製品の製造販売
- ② 多様な技術（注）の研究開発

（注）製品 A の研究開発による「製品 A の製造ノウハウ」を、2020 年 4 月に、親会社 P 社は、X 国の 100% 子会社 S 社に譲渡した。

- (2) 外国 X 国にある子会社 S 社の機能

- ① （原材料を仕入れて）製品 A の製造ノウハウを使用して、製品 A を製造し、第三者に販売。
- ② S 社の機能は、（製品 A の製造ノウハウを使用する点を除くと）通常の第三者の機能と同じ製造販売機能を行なっている。すなわち、例えば、独自の広告宣伝機能などを S 社は、一切行ってはいない。

- (3) 国外関連取引は何か？

・国外関連取引は、製造ノウハウの譲渡であり、その対価が独立企業間価格か否かが、本事例において解決されるべき問題である。

- (4) その他の事実

製造ノウハウから生ずる予測利益(c)は、「(b)-(a)=(c)」で計算することができる。

- (a) 子会社 S 社の通常の製造販売機能の予測利益
- (b) S 社の全体の予測利益



- (c) 製造ノウハウから生ずる S 社の予測利益
- (d) S 社の事業が属する市場における種々のデータから合理的な割引率を算出することができる。

#### 4.2 移転価格算定の作業その 1：当社の国外関連取引を検討する段階

- (1) 法人（P 社）と国外関連者（S 社）の事業内容の検討
- (2) 国外関連取引（P 社から S 社への製造ノウハウ譲渡取引）の検討
  - （注）比較対象取引の決定、算定方法の決定に至るまでの「4.3」以下の作業を実施するにあたり、「財務元資料の保存」、「選定基準、選定基準を採用した理由の記録の保存」などをしておくことが（ローカルファイル作成義務の観点から）必要となる。

#### 4.3 移転価格算定の作業その 2：非関連者間取引の情報を入手し、比較対象取引を検討する段階

- (1) 比較対象取引の候補を探す
  - ・企業情報データベース等（注 1）から、比較対象取引の「候補」となりそうな会社・取引を選定する（注 2）。
  - （注 1）その国の業界情報紙、上場企業、SIC コード等から同業企業の財務情報を収集する。
  - （注 2）次のような観点から、候補（イメージ：数十社～数百社）を探す。
    - ① 非関連者間取引であること
    - ② 利益率が使えそうであること（取引単位（包括でなくセグメント）の情報が得られること）
    - ③ どの算定方法に適する情報なのかを選別できること
- (2) 選定作業を行う
  - 選定（スクリーニング）作業は、次の①及び②の 2 つの面から行う。
  - ① 企業情報データベースから入手した類似の資産、機能等の会社の財務情報に基づき、主として次の 5 つの観点（比較可能性の検討要素）から、比較対象取引を選定する。
    - ・棚卸資産・役員提供の内容
    - ・果たす機能
    - ・契約条件
    - ・市場の状況
    - ・事業戦略
  - ② 前述①の検討は、具体的には、次の 2 点の作業をすることを意味する。
    - ・定量的基準を設定してその基準により、選定（又は除外）する。
    - （注）定量的基準には、「売上・資産・従業員等の規模」、「研究開発費・広告宣伝費割

合]、「輸出売上割合」、「棚卸資産保有割合」などが含まれる。

- ・ 定性的基準を設定してその基準により、選定（除外）する。

（注）定性的基準には、事業戦略、取扱い製品、事業遂行機能などが含まれる。

#### 4.4 移転価格算定の作業その3：価格算定方法の検討の段階

(1) 算定方法の選定のための検討は、前述「4.2」の作業、すなわち、「(当社の) 国外関連取引の検討」及び前述「4.3」の作業、すなわち、「比較対象取引の検討の過程」と同時並行的に進められる。

(2) 具体的には、同時並行的に、次のことを念頭において、検討される。

- ① CUP 法は、同種の資産という類似性の高いもののみが対象となる。
- ② RP 法、CP 法、TNMM は、(資産の類似性よりも) 機能の類似性により選定される。
- ③ PS 法は、親会社・子会社双方に独自の無形資産が用いられている等、さらに比較対象取引が見出しにくいような場合に用いられる。
- ④ DCF 法は、比較対象取引がなく、PS 法も使えないようなケースにおいて、予測利益による算定が可能な場合に用いられる。

(3) 本事例の算定方法

- ① 比較対象取引がないので、CUP 法、RP 法、CP 法は使えない。
- ② 双方が独自の無形資産を使っているのではない等から、PS 法も使えない。
- ③ 前述「4.1」の「(4) その他の事実」から、DCF 法（に準ずる方法と同等の方法）を採用することが妥当であると決定された。

#### 4.5 所得相応性基準の要件は、何か？—制度の話—

以下、特定無形資産国外関連取引の価格調整措置の要件（注）（制度）を述べる。

（注）以下の（1）から（3）の要件を満たすと、税務署長は、更正処分をすることができることになる。

(1) 特定無形資産の定義（要件）：一般論（要件3つ）

- ① 固有の特性があり、高い付加価値創出目的で使用されること
- ② 予測利益を基礎として独立企業間価格を算定するものであること
- ③ 独立企業間価格算定の前提事項が著しく不確実な要素を有していること

(2) 特定無形資産国外関連取引の定義（要件）：一般論

特定無形資産国外関連取引とは、国外関連取引のうち、特定無形資産の譲渡、貸付けその他類似の取引をいう（措法66の4⑧）。

(3) 所得相応性基準の要件—特定無形資産国外関連取引の価格調整措置の要件—

特定無形資産国外関連取引について、その対価算定の前提となった取引時の予測事項に

ついて、「相違する事実」が後年度に判明した場合、税務署長は、当該取引の内容、当事者の果たす機能（注1）やその他の事情（注2）を勘案して算定した（その取引の）あるべき対価を独立企業間価格とみなす（措法66の4⑧）。したがって、当初の納税者の予測利益が、税務署長が見做した独立企業間価格より少ない場合には、税務署長は増額更正処分をする（注1）<sup>20)</sup>。

（注1）税務署長が所得相応性基準（特定無形資産国外関連取引に係る価格調整措置）によって更正処分する場合は、当該特定無形資産国外関連取引の「内容」及び「当事者が果たす機能その他の事情（注2）」を勘案することになっている。逆にいうならば、「内容」及び「当事者が果たす機能その他の事情」を勘案しない更正処分は、違法である。具体的には、次の①の方法で算定した対価の額は、違法である。すなわち、次の②の方法で算定した対価の額は、合法である。以上の点について、事務運営要領4-15（2）参照。

（注2）「その他の事情」には、「相違する事実」「相違事由の発生可能性」の2つが含まれる（措法66の4⑧カッコ書き）。

- ① 相違する事実、相違事由の発生可能性を勘案しないで（注）算定した対価の額  
（注）すなわち、事後の結果をそのまま独立企業間価格と決定したような場合のことである。なぜなら、予測利益の金額を法令の規定にしたがって正確に計算すべきなのにもかかわらず、その予測利益を計算せず、予測利益の代わりに、単に（後年度に生じた）実際の利益を置き換えただけの額は、独立企業間価格とはみなされない。
- ② 相違事由について、取引当時の時点までさかのぼって、その取引時点で予想される利益を通常用いられる算定方法で算定した場合の額

#### (4) 適用免除基準

次の①又は②のいずれかを満たす場合には、所得相応性基準は、発動されない（免除される）。

（注）次の①又は②の要件を満たすことを明らかにする種類を提出等することを課税当局が求めた場合は、「課税当局の当該職員が提出を求めた日から60日（同時文書化義務のある書類は45日）以内のうちの特定の指定日」までに提出等をしなければならない。提出等をしない場合は、免除の適用はない。

##### ① 文書化要件

次の(a)及び(b)の2種類の双方の書類を作成等すること

- (a) 特定無形資産国外関連取引の対価算定の前提となった事項
- (b) 次のA又はBのいずれかの事項

A 前提事項と相違する事実が判明した場合、相違することとなった事由については、取引時にその発生を予測できなかったことが止むを得ないことであった旨

B 相違事由の発生可能性を適切に勘案して対価を算定した旨

② 収益乖離要件

次の場合に該当すること

特定無形資産の使用等により生ずる非関連者収入が最初に生じた年から5年経過時までの間における「(取引時に予測した) 予測利益額」と「(その後の5年間の) 実際収益額」との乖離が20%以内であること

4.6 本事例の事実—税務調査を実施してわかったことは? (個別事案の事実の話)—

以下、親会社P社に対して実施された税務調査により明らかになった事実関係を述べる。

(1) 特定無形資産に該当するかどうかの対象となる本事例の事実 (次の①から③)<sup>21)</sup>、特定無形資産国外関連取引に該当するかどうかの対象となる事実 (次の④)

① 「製品Aは、独自技術でユニークで、優越的立場をもたらすものである。また、重要な価値を有し、所得の源泉となる無形資産である。

② 予測利益を用いて算定することになっている。

③ 製品Aは、新規事業であるので、他社の収益実績がない。また、当社P社自身の過去の収益実績もない (→ゆえに、「著しく不確実な要素を有している」という後述の結論につながることに注意)。

④ 当該無形資産は、「親会社」P社から (P社が100%支配する)「子会社」S社に対して譲渡された取引である。

(2) 本事例の相違事実

2025年4月 (製造ノウハウを譲渡した2020年4月から5年経過後) の税務調査において、次の(a)及び(b)が、大幅に相違する事実が判明した。

(a) 製造ノウハウ譲渡時 (2020年4月) に親会社P社が計算した「製品Aの予測利益 (注)」 (例: 1000)

(注) 製造ノウハウの譲渡を受けた「子会社S社」に発生するべき (製造ノウハウの使用から生じた) 予測利益のことである。

(b) 「子会社S社」の実際利益 (例: 5年間合計の実際利益 3000)

(3) 本事例の相違事由

・「製品Aは、独自技術でユニークで、優越的立場をもたらすものであるから、製品Aに対するX国での需要が強い」と (2020年4月の譲渡時に) 評価機関が評価した (注1) にもかかわらず、親会社P社は、合理的な理由もなしに、過度に少なめの (保守的な) 需要 (販売予測) を見込んで (注2)、(予測利益、すなわち、譲渡対価を1000として) 2021年3月期の税務申告をした。

(注1) 2020年4月の譲渡時に、親会社P社が有名な評価機関に依頼して、同評価機関

が作成した評価算定書では、次のことが指摘されていた。

[評価算定書の評価の内容]

「製品 A の販売数量は、御社（親会社 P 社）の販売予想売上数量よりも、大幅に上回る  
ことが高い確率で予想されます。」

(注 2) 親会社 P 社は、実際には、子会社 S 社に譲渡した時点では、『P 社計画販売数量] : [これを上回る数量] = 50 : 50』と見込んだ。しかし、5 年後の実際売上は、  
評価機関の評価算定書通りの大幅な売上の増加が実現された。

(注 3) 評価算定書における算定方法（評価機関が作成した算定方法）

この評価算定書では、「①親会社 P 社が当初作成した事業計画にあった売上数量  
が達成される確率」と「(評価機関が作成した) 当該 P 社事業計画を大幅に上回る  
売上数量が達成されるであろう確率」との 2 つの確率を加重平均する方法により、  
当該評価機関は、当該無形資産の譲渡対価（例えば、2000）を算定していた。

#### (4) 適用免除要件についての本事例の事実

- ① 親会社 P 社は、適用免除要件にいう必要書類を提出しなかった。したがって、適用免除は行われない。
- ② 仮に、必要書類の提出をしたとしても、結論において「相違事由の発生可能性を適切に勘案して対価を算定した」旨を証することはできなかったものと考えられるので、免除は適用されない。

#### 4.7 本事例の事実を上記要件に適用した結果は？—課税となる！（法適用後の効果の話）—

(1) 本事例の無形資産は、次の①②③のように、要件を満たすので、特定無形資産に該当する！

- ① この製造ノウハウは、独自性・ユニークさを有している。
- ② 予測利益を基礎として独立企業間価格を算定している。
- ③ 独立企業間価格算定の前提事項が著しく不確実（注）である  
 (注)「著しく不確実」と言える理由は、次の点にある。  
 (a) 親会社 P 社にとっては、新規事業に参入するものである。  
 (b) 過去の実績がない。  
 (c) 他社の収益実績もない。

(2) 本事例の無形資産は、特定無形資産国外関連取引に該当する！

該当する理由は、特定無形資産国外関連取引の要件に該当する事実（独自技術でユニークで、優越的立場をもたらすものだから。前述「4.6 本事例の事実—税務調査を実施してわかったことは？（個別事案の事実の話）」参照。）が、特定無形資産国外関連取引の要件（無形資産のうち、固有の特性を有し、かつ、高い付加価値を創出するために使用され

るもので、関連者間で譲渡等された)に当てはまるからである。

(3) 本事例に所得相応性基準は、発動されるか？

[結論] 発動される。

[理由] その理由は、所得相応性基準を発動するための要件(次の①及び②)を満たすからである。

① 相違する事実が発生している。

(注)「相違事実」とは、製品Aの予測利益と実際利益とが相違した事実をいう。「相違事由」とは、製品Aの「販売予想数量が少量と予想した事実・根拠」のことである。

② 次の(a)及び(b)のことを勘案して、計算した独立企業間価格は、納税者の当初の予測利益と異なるという結果になった。

(a) 相違事実

「製品Aの予測利益(注1)(例:1000)」と「子会社S社」の実際利益(例:3000)との相違。

(b) 相違事由の発生可能性

本事例の相違事由の発生可能性(注2)とは、販売数量が(増加するかどうかは50:50の確率ではなく)それよりも大幅に増加する可能性のことである。

(注1)(注2)本事例では、親会社P社は、評価算定書(大幅増加の評価が記載あり)を入手していた事実(したがって、かなりの確率で、大幅売上増になる予想である事実)があり、入手していたこの事実、否定しようがない事実であり、本事例に所得相応性基準が適用されるうえで、キーポイントとなる事実である。

(4) 本事例の独立企業間価格(税務署長が決定した「あるべき譲渡対価の額」のこと)

本事例の「独立企業間価格(注1)」は、「税務申告額」の120%を超えている(注2)。

(注1)「相違事由の発生可能性」(前述「4.5 所得相応性基準の要件は、何か?—制度の話—」の(3)の(注)を参照。)とは、本事例では「販売数量が大幅増加する(可能性)」をいう。「(より客観的な)発生可能性を勘案して再計算」して、税務署長は、独立企業間価格(例:2000)を算定した(と仮定する)。

(注2)  $120\% < [\text{独立企業間価格 (例:2000)}] \div [\text{税務申告額 (例:1000)}] = 200\%$

1 税務署長がした算定

独立企業間価格(例:2000)は、「①親会社P社が当初作成した事業計画にあった売上数量が達成される確率」と「(評価機関が作成した)当該P社事業計画を大幅に上回る売上数量が達成されるであろう確率」との2つの確率を加重平均する方法により、税務署長が算定して、当該無形資産の譲渡対価(独立企業間価格)(例:2000)を算定した。

2 なお、この算定方法は、親会社P社の評価機関が当該評価算定書において算定し



た方法と同じ算定方法であった（前述「4.6 本事例の事実—税務調査を実施してわかったことは？（個別事案の事実の話）—」の「(3)」「(注3)」を参照。）。そして、税務署長は、更正処分を行うにあたり、この評価算定書にある算定方法（加重平均する方法を含む）を用いて、独立企業間価格を計算し、更正処分を行った。

- 3 評価算定書にある方法を用いた理由は、評価算定書にある方法が、客観的な事実に基づいて、通常用いられる方法により計算されたと認められたことにある。
- 4 したがって、逆にいうならば、客観的な事実に基づかない方法、通常用いられない方法による評価算定書の内容になっている場合は、税務署長は、更正処分において、その算定評価書記載の方法を採用することはない（事務運営要領、別冊資料集の事例 25。97 頁参照。）。

## 終わりに

本稿の目的は、令和元年度税制改正で、非常に複雑な制度が、しかもわが国になじみのない制度として導入されたことから、その複雑な部分を、制度解説と事例により解説するものである。現時点では制度に一部不明な部分も存在するが、今後通達の趣旨説明や、ローカルファイルの例示集などが、課税当局から公表される予定である。その機会にまた、必要に応じて、追加的に解説を加える予定である。

### 注

- 1) BEPS とは、Base Erosion and Profit Shifting Project（税源浸食と利益移転）の略である。BEPS 最終報告書とは、2015 年 10 月に、OECD から公表された報告書（OECD, *OECD/G20 Base Erosion and Profit Shifting Project, Action 1-15 : 2015 Final Reports*）をいう。BEPS 最終報告書は、2015 年 10 月までの約 2 年間 OECD を中心に集中的に検討されてきた 15 の項目（Action1 から Action15 までの合計 15 の項目）についての検討結果を報告するものである。
- 2) DCF 法（Discount Cash Flow Method）は、9 番目の算定方法として、租税特別措置法施行令第 39 条の 12 第 8 項第六号に追加して、規定された（2019 年 3 月 27 日国会成立）。
- 3) DCF 法は、無形資産取引以外にも適用しうる。例えば、事業再編の場合、再編の対象となる事業の予測利益を再編時の現在価値に割り引くことなどが考えられる。財務省「令和元年度 税制改正の解説」592 頁  
[https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/tax\\_reform/outline/fy2019/explanation/index.html](https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2019/explanation/index.html)（2020 年 1 月 3 日アクセス）参照。
- 4) ここにいう事務運営要領とは、「査調 7-1 ほか平成 13 年 6 月 1 日付 移転価格事務運営要領の制定について（事務運営指針）」（令和元年 6 月 28 日最終改正）をいう。
- 5) OECD, *OECD Transfer Pricing Guidelines for Multinational Enterprises and Tax Administrations, 2017, Chapter VI, pp300-305.*

6) 納税者のみが知りえた情報を使えば、追徴税額がもっと小さくなると納税者が考えたとしても、原則的にそのような情報は、考慮されない。なぜなら、課税当局からすれば、その情報は、課税当局からの要求に従って当初から提出すべきものであったのである。しかし、その提出がされなかったのであるから、課税当局としては、課税当局が知り得る最大限の情報で課税をすることによって、課税の公平を実現することになる点、当然のことである。

7) *op. cit.*, pp.247-318.

8) 1000の内訳は、当該無形資産Aから生ずる2021年3月期から1年あたり200ずつの所得をソニーケイマン子会社が稼得するので2025年3月期までの合計予想利益が1000(200×5年)という計算であったものと仮定する。すなわち、将来は合計1000の所得を生み出す当該無形資産Aを、2020年4月にソニーが子会社ソニーケイマンに対して譲渡するのである。この場合における譲渡対価としていくらの金額が正当な金額かという点、1000である。したがって、ソニーは2020年4月に、1000をソニーケイマンから、譲渡対価として受け取ることになる。

9) 3000の内訳は、当該無形資産Aから生ずる2021年3月期から1年あたり600ずつの所得をソニーケイマン子会社が稼得したので2025年3月期までの合計実際利益が3000(600×5年)という結果であったものとする。この場合における譲渡対価として、ソニーは2020年4月に、3000をソニーケイマンから受け取るべきであったことになる。

10) 譲渡対価を3000と見る考え方は、その3000をソニー親会社の所得とみる考え方であるから、次の疑問が生ずるかもしれない。すなわち、「譲渡対価を3000とみる考え方は、ソニーケイマン社の利益のすべてを、ソニー親会社の所得と見ることになる。逆にいうならば、その考え方は、ソニーケイマン社の所得を常にゼロとみる考え方である。したがって、その考え方は、ソニーケイマンの努力ないし仕事の価値を否定する考え方である。ゆえに、この考え方は、受け入れられない。」というものである。

しかし、この考え方は、誤りである。なぜなら、ソニーケイマンは、譲渡を受けた無形資産を使用して製造していることに加えて、それを販売している。すなわち、販売活動という機能に帰属する所得がこの3000以外にあるという前提で、本事例を議論している。すなわち、ソニーケイマンの2021年3月期から2025年3月期までの総所得は、例えば、3500(=無形資産の使用から生じた5年間の章所得が3000+販売活動から生じた5年間の合計所得500=3500)という前提である。すなわち、本稿で議論しているのは、この3000(無形資産から生じた所得)のみである点に留意ありたい。

11) 「かなりの確率で難しいと言わざるを得ない」という意味を、前述のソニーケイマン事例に即していうと、次のとおりである。

「納税者側(及び課税当局を含む実務の世界)からみると、このソニーの無形資産Aもそうであるが、無形資産の取引は、一般の資産(土地、建物、機械設備等)に比較して、評価が難しい場合があるという現状を指摘せざるを得ない。すなわち、ソニーがソニーケイマンに無形資産Aを「譲渡した時点」では、ソニーもソニーケイマンも、この無形資産Aがどの程度売れる(商業的に成功する)製品を創り出せるのかについては、ほぼ正確に算定できる場合もないとはいえないが、そうでない場合のほうが多いと考えられる。」

12) 所得相応性基準の考え方の根底には、次のような考え方がある。すなわち、「事前の予測(例:本事例の1000)と事後の結果(例:本事例の3000)に相違があり、それが予見不能な事象等によるものではない場合には、その相違は当初の移転価格(例:本事例の1000)が適切に算定されていなかったという推定証拠として税務当局が、「事後の結果」及び「取引時に納税者が知りえた又は知るべ

きであった関連情報等」を勘案して当初の移転価格を再評価することを認める」という考え方である。課税当局による推定（証拠）を覆すには、適用免除基準を満たす証拠（具体的には、文書化要件又は収益乖離要件のいずれか一方を満たすための書類の準備等）を示す必要がある。以上の点に関して、前掲（注3）「令和元年度 税制改正の解説」594頁参照。

- 13) 租税特別措置法第66条の4第8項参照。
- 14) 前述「2.5.4」の「(20%)の発動基準」に関しては、納税者は、この発動基準を満たさないことを証明する義務を法令上負っているということはない。他方、この「2.5.5」の「適用免除基準」については、納税者は、文書化要件などを満たすことを明らかにする書類を（提出を求められた場合には）提出する義務を負う。発動基準と適用免除基準には、違いがある。
- 15) 収益乖離要件の趣旨は、特定無形資産国外関連取引時点での予測利益の信頼性の有無によって、所得相応性基準の発動の是非を決定しようとする点にある。すなわち、まず、「取引当初に予測した予測利益」が1000で、「その後5年間に生じた実際利益」の合計が1199であったとした場合、当初の予測利益1000と実際利益1199との乖離は、20%以内（ $[1000（予測利益） \times 120\% = 1200] \geq 1199（実際利益）$ ）に収まっている。このことは、当初の1000という予測利益（申告所得）が信頼できる金額であると見ることができる（ということに決めた）、という趣旨である。なお、前述の1199の金額は、判定期間に生じた金額に限られている。ここで、判定期間とは、その無形資産から生ずる収入（非関連者からの収入に限る）が最初に生じた日（の属する事業年度）から5年間のみをいう。すなわち、この5年間の実際利益が（予測利益の）120%以下ならば、それ以降は、所得相応性基準による課税当局からの更正処分はない。最初の5年間のみで判定する理由は、20%を上回る実際利益かどうかを、毎年毎年無期限に納税者が計算し続けるということを防止する（税務リスクを永遠に負い続ける必要がないようにした）趣旨である。
- 16) 本稿の本文に述べたように、移転価格税制には、比較対象取引の候補を見付けることが容易でないという事情に加えて、見つけた候補たる取引について差異調整をすることが難しいという事情がある。これらの現状は、「税制」の理念たる公平、中立、簡素の観点からも問題であるという議論をすることができる。すなわち、公平、中立、簡素に反するといえる理由は、次のように整理することができる。

まず、比較対象取引の選定過程に多大な手間と時間がかかると、他の納税者（移転価格税制以外の税制の適用を受けている納税者のほか、移転価格税制の適用を受けているが、このような手間と時間が掛からない算定方法の適用を受けている納税者など）に比較して、多大な負担をして、納税していることになるし、特に、比較対象取引がなかったために、推定課税等を受けるなど、他の納税者よりもより多くの税負担を被ることがあるかもしれない。これらのことは、税の公平性の理念に反する。次に、比較対象取引の選定過程に多大な手間と時間がかかると、例えば、その事業、その取引は、税のリスクが多大なものになるので、その取引を結局は行わないことになるなど、事業活動に影響を及ぼすことがある。このことを具体的にいうならば、その事業、その投資自体にメリットがあるから進出する、デメリットがあるから進出しないというのではなく、税が障害となってその事業、その投資への進出を止めるというような意味での影響である。これは、税の中立性の理念（税は事業活動に中立的であること）に反する。さらに、比較対象取引の選定過程に多大な手間と時間がかかることは、税務行政執行が複雑であることを意味する。したがって、簡素の理念（税制、税務の執行は簡素でなければならない）に反する。さらに、納税者側の現実的な問題として、制度が複雑である場合は、正しい税務処理ができない可能性があるため、そのことは、後日追徴課税されるという税務リスクをはらむものである点、問題である。

17) 「定量的調整が困難である」とは、いったいどのようなイメージかという、次のようなイメージである(前掲(注4)「事務運営要領」の「4-5 差異の調整における統計的手法の適用に当たっての留意事項」の「(3)」参照。)。すなわち、まず、差異調整の基本は、5つの要素(商品・役務の種類、機能、契約条件、市場の状況及び事業戦略の5つの要素)について行われる。比較対象取引の「候補」は、例えば、比較対象取引Aから比較対象取引Jまで10個ある(と仮定する)。そのうちのBからJまでの9つについては、差異調整ができたが、Aだけについては、基本5要素のすべてについて差異調整ができたところまでは、まだ、到達していない状況である(と仮定する)。この状況とは、いったいどのような差異調整ができていない状況なのかをイメージでいうと、次の1から5のとおりである。すなわち、多くの差異のうち、決済条件について、その条件の一部の情報が入手できない状況にあるために、決済条件についての差異調整ができていないような例である。なお、次の例は、結局、「定量的差異調整ができない差異(後述「2」にいう決済条件の差異)がどうしても解決できずに存在していて、その差異による影響は、軽微なものに止まる」という例を示すものである。

[軽微の例]

- 1 例えば、(差異調整の5つの基本要素のうち)「①貿易条件(本船渡し、CIFなど)」の違いについての差異調整、「②取引規模」に関して値引き・割り戻し等の条件の違いによる差異調整、「③機能・リスク」の違いにつき支払費用による差異調整などは、定量的調整ができた(と仮定する)。
  - 2 しかし、たった一つ残っている「決済条件」に係る差異調整については、当社の国外関連取引は手形一覧後1カ月払いの条件であるが、比較対象取引の候補のAについては、決済条件がどのようなものなのかの情報が入手できない状況にある(と仮定する)。
  - 3 この場合、当社の属する業界紙によれば、業界加盟全社の9割以上の会社が手形一覧後1カ月以内の決済期間であることが判明しており(すなわち、客観的事実あり)、また、比較対象会社たるA社の比較対象取引額の絶対量は、当社のほぼ半分程度であることが判明している(と仮定する)。
  - 4 このような状況を総合勘案すると、A社について定量化できなかった決済条件が、調整済割合に与える影響は、軽微であると予想され、これは客観的事実に基づいた予想であるといえる。
  - 5 したがって、このA社の決済条件については、差異調整を行うことなく、他の比較対象取引の利益率とともに、四分位幅を作成し、それらの利益割合の中央値を独立企業間価格と決定した。
- 18) 「及ぼす影響が軽微である④」にいう「軽微」とであると判断する基準なり要素は何か、が疑問になりうる。すなわち、「定量化できない差異の話は今しているわけなのだから、軽微であることも定量化できないはずなのに、どうやって軽微であると判断することができるのか」という疑問である。この疑問に対する答えは、次のとおりである。すなわち、「定量的に把握することが困難な差異や必要な調整の内容等を総合的に勘案して、個々の状況に応じて判断する」(前掲(注4)「事務運営要領」の「4-5 差異の調整における統計的手法の適用に当たっての留意事項」の「(1)」参照。)というものである(総合勘案という表現は具体的ではない。あえて、示すならば、その具体例については、前掲(注17)の例を参照。)。なお、四分位法を用いる場合においても、差異調整を行うための判断要素は、移転価格税制一般における通常の比較可能性を判断するための要素(商品・役務の種類、機能、契約条件、市場の状況及び事業戦略の5つの要素)と同じ要素を用いて判断する。すなわち、四分位法の場合における比較可能性(差異調整)の要素は、通常の比較可能性(差異調整)の要素よりも緩和されているというようなことはない。
- 19) 国税庁「別冊 移転価格課税の適用に当たっての参考事例集」事例25、94頁。なお、移転価格事務運営要領の制定について(事務運営指針)平成13年6月1日査調7-1ほか、参照。

- 20) 前述「2.5.5 適用免除基準」の適用の有無にかかわらず、前述「2.5.4」の「(3) 発動基準」は適用される点に留意ありたい。したがって、「税務署長がみなした対価、すなわち、独立企業間価格」と「当初の納税者の予測利益」との乖離が、20%以下の場合、税務署長は自ら更正処分を差し控える（更正処分をしない）。措法66の4⑧ただし書及び（措令39の12⑧二）39の12⑩参照。
- 21) 国外関連取引に無形資産が含まれている場合、どのような視点から税務当局が税務調査をしてくるのかという点は、納税者にとって、最大の関心事である。事務運営要領では、（国外関連取引に含まれている無形資産自身が、当該取引発生時において）次のようなイからニに掲げる特徴を有している場合には、その無形資産が、（価格調整措置の対象となる）特定無形資産国外関連取引に該当する無形資産であるか、該当しない無形資産であるかの検討に、税務調査官が、入ることを述べている（事務運営要領4-15（1））。
- 『イ 支払対価の総額が確定されて譲渡されたもの  
ロ 研究開発段階にあるもの  
ハ 取引後一定の期間において商業的に使用される見込みがないもの  
ニ 新たな方法で使用されることが見込まれるもので、当該無形資産に類似するものの開発又は使用の実績がないもの  
（以下省略）』

（さとう まさかつ・青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科教授）